

公表日：2024年7月1日

一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～ 令和11年8月31日までの5年5か月間

2. 内容

目標1：計画期間内に年次有給休暇の計画的取得・促進の取組を行う。

<対策>

令和6年5月より取得・促進の検討開始

令和6年6月より周知を図る

令和8年9月より取得状況の確認

目標2：計画期間内に男性育児の積極参加に対する意識改革の取組を行う。

<対策>

令和6年5月より取得の検討開始

令和6年6月より周知を図る

令和8年9月より取組状況の確認

以上